

新規上場銘柄の初値の決定方法等に関する特例措置の導入について

平成 21 年 12 月 22 日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

当取引所への株券の新規上場においては、組織変更による株式会社化等を伴う特殊な形態での上場も想定されます。

これらの特徴としては、例えば、新規上場会社の契約者に対する株式の割当てなどにより、上場時の株主構成についてこれまで株式投資の経験のない投資者が多く含まれるなど、その属性も多岐にわたる可能性があることが挙げられます。

また、通常の新規上場銘柄と比較して上場時の株主数が著しく多大であることから、新規上場日の注文件数が急増することにより、取引参加者等の事務処理やシステム処理の観点から、一部の投資者への気配情報の伝達や約定結果の連絡の遅延等が発生し、投資者間で大きな情報格差が生じることとなり、投資者に混乱が生じることが考えられます。

以上の状況を踏まえ、組織変更による株式会社化等を伴う特殊な形態での上場の場合など、株主構成が通常の新規上場銘柄と異なり、かつ、株主数が著しく多大である新規上場銘柄の上場後最初の約定値段（以下「初値」といいます。）の決定については、大量の需給を一括集中して均衡点を求める措置として、当取引所が定める一時点において初値を決定し、その時点で売買立会を終了することとするよう、初値の決定方法等に関する特例措置を導入することとします。

II 概要

項目	内容	備考
1. 対象銘柄	<ul style="list-style-type: none">株式の保有状況が通常の新規上場銘柄と著しく異なり、当取引所が必要であると認める直接上場銘柄（内国株券に限る。）を対象とします。	<ul style="list-style-type: none">上場時の株主数が 50 万人以上となる見込みがあること、組織変更による株式会社化を伴う上場であること等を勘案して判断します。

項目	内容	備考
<p>2. 売買立会時及び初値の決定方法等</p> <p>(1) 売買立会時及び初値の決定方法</p> <p>(2) 呼値の制限値幅の適用</p> <p>(3) 新規上場日に売買が成立しなかった場合の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所が事前に定める時間に、いわゆる板寄せ方式で初値（約定が成立しない場合には特別気配表示値段等）を決定し、直ちに売買立会を終了します。 ・ 初値（約定が成立しない場合には特別気配表示値段等）を決定するまで、特別気配の表示及び更新は行わないこととします。 ・ 新規上場日においては、公開価格を基準として呼値の制限値幅を適用します。 ・ 制限値段は、公開価格に100分の230を乗じて算出した値を上限と、公開価格に100分の75を乗じて算出した値を下限とします（算出した値については、呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとします。）。 ・ 新規上場日に売買が成立しなかった場合には、翌日以降も、前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の特別気配表示値段等を基準として、初値が決定する日まで当該新規上場日と同様の方法で売買を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注文受付の開始については、通常の株券と同様とします。 ・ 「当取引所が事前に定める時間」は、午後0時30分から午後3時までの間において定めることとします。 ・ 初値決定日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）以降は、通常の株券と同様の方法で売買を行います。 ・ 例えば、公開価格が1,000円の場合、呼値の上限価格は2,300円、下限価格は750円となります。 ・ 制限値段におけるいわゆるストップ配分は行わないこととします。 ・ 新規上場日に売買が成立せず、当取引所が必要と認める場合には、初値決定日までの売買に関する規制措置（①買付顧客から買付代金（現金）の即日徴収、②取引参加者の自己計算による買付けの禁止、③成行買呼値の禁止）を行うこととします。

項 目	内 容	備 考
3. その他 (1) 気配情報の公表 (2) T o S T N e T 市場における売買 (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気配情報（値段及び数量）の公表は通常の株券と同様に行います。 ・ 売買立会による売買において初値が決定されるまで、T o S T N e T 市場における売買は行わないこととします。 ・ その他所要の改正を行うものとします。 	

Ⅲ 実施時期（予定）

平成 22 年 3 月を目途に実施します。

以 上